

世田谷区岡本二丁目33番国有地における埋蔵文化財発掘調査

入札参加業者募集について

社会福祉法人 たちばな福祉会

岡本二丁目33番国有地における埋蔵文化財発掘調査の入札参加業者を下記の要領で募集いたします。

1. 入札に付する事項

- 名称 世田谷区岡本二丁目33番国有地における認可保育所整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
- 場所 東京都世田谷区岡本二丁目33番内 約1500㎡内 調査面積920㎡
- 内容 (仮称)岡本二丁目における私立認可保育園整備計画に伴う埋蔵文化財発掘調査、整理作業、報告書作成
- 契約期間 平成32年3月末日まで
- 工期 契約締結日の翌日から平成31年5月末日

2. 入札参加資格

(ア) 下記の条件を全て満たす者である事

地方自治法施行令第167条の4第1項、第2項及び第3項の規定に該当しない者であること。

東京都において埋蔵文化財発掘調査に関する競争入札参加資格業者登録がなされていること。

東京都内において埋蔵文化財発掘調査業務委託を元請として完了した実績があること。

発掘調査等に必要な機材・用具などを保有、もしくはこれらを迅速に用意できること。

業務に従事する調査員及び土木施工・測量・安全管理の各責任者は、工期内において、駐在し、専任できるよう正規職員であること。

業務に従事する調査員は、都内において6ヶ月以上の発掘調査経験があり、かつ、下記のいずれかの要件を満たすものであること。

- A) 四年制大学もしくは大学院で考古学を専攻履修し、主体的責任者としての発掘調査経験を12ヶ月以上有し、かつ発掘調査報告書等の執筆経験があり、発掘調査の実務遂行能力があると認められること。

- B) 考古学に関連する分野の学科目を専攻履修し、主体的責任者としての発掘調査経験を通算24ヶ月以上有し、かつ発掘調査報告書等の執筆経験があり、発掘調査の実務遂行能力があると認められること。
- C) 主体的責任者としての発掘調査経験を通算36ヶ月以上有し、かつ発掘調査報告書等の執筆経験があり、発掘調査の実務遂行能力があると認められること。

東京都教育庁が指導する「文化財保護法第92条の届出に係る民間調査組織の取扱基準」に基づいた申請を行い、東京都教育庁が有する平成30年度「民間調査組織一覧」及び「発掘調査担当者・調査員一覧」に掲載されている者。

当該発注工事に対する発注者からの調査代金の支払いについて、行政等からの補助金等の支給状況に合わせた支払い条件に応じることができること。

(イ) また、次に掲げる者については入札に参加できないものとする。

引き続き1年以上その営業を行っていない者。

法人税、所得税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納している者。

手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止処分等の事実があり、経営状態が著しく不健全な者。

当法人役員本人、又はその家族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員についている者など、当法人役員が特別の利害関係を有する者。

本発掘調査の受注者及び当該受注者と資本もしくは人事面において関連がある者。

暴力団員が経営する業者、又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者。

### 3. 入札参加の申し込み

平成30年12月17日(月)17時(必着)までに下記の連絡先までに、以下の内容を記述したうえ、郵送又は持参にて参加申し込みを行うこと。

#### 【記述内容】

- ・ 会社名
- ・ 住所
- ・ 担当者名
- ・ TEL、FAX
- ・ メールアドレス

#### 【申込票提出先】

- ・ 社会福祉法人 たちばな福祉会
- ・ RISSHO KID`Sきらり 園長 坂本喜一郎
- ・ 〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野4-5-5 D棟2階
- ・ 電話042-767-2013

#### 4. 入札日時・場所

日程 平成30年12月25日(火)時刻15時開始(開場は14時半より)

場所 252-0314 神奈川県相模原市南区南台5-10-26

立正保育園 3階 会議室

その他、特記事項

- ・ 最低制限価格；無し
- ・ 予定価格；未公開(税抜き)  
\*入札当日、理事長より提示させていただきます。
- ・ 一括下請負による調査は禁止いたします。

#### 5. 入札の無効に関する事項

- (ア) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
- (イ) 入札期日以外に提出があったとき。
- (ウ) 入札書に記入すべき事項の記入を欠いたとき。
- (エ) 入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (オ) 入札書に記名、押印がないとき。
- (カ) 入札金額を改ざん、訂正したとき。
- (キ) この入札に対し一者が複数の入札を行ったとき。
- (ク) 委任状のない代理人が入札を行ったとき。
- (ケ) 代理人の重複(入札者が代理人を兼ねる事を含む)があったとき。
- (コ) 数者による共同入札があったとき。
- (サ) 入札参加資格の無い者が入札したとき。
- (シ) 再入札を行う際、発表された前回の最低価格以上の再入札を行ったとき。
- (ス) 入札に関し不正な行為を行った、又は行われた可能性が高いと認められるとき。
- (セ) その他入札に関する条件に違反したとき。
- (ソ) 尚、無効の入札をした者は再度入札に参加できないものとする。

#### 6. 入札に関する事項

- (ア) 代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。
- (イ) 落札者は、予定価格以下及び最低制限価格を設けたときはその額以上の最低入札者とする。
- (ウ) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きによって落札者をもって落札者とする。
- (エ) 再入札回数は原則として2回までとし、落札しない場合は不調とする。なお、再入札には新たな入札書を使用すること。
- (オ) 落札者は関係法令を遵守すること。
- (カ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を決定する。

- (キ) 加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

7. その他

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (イ) 提出された書類は返却いたしません。
- (ウ) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札(開札)の延期又は中止等の措置を講じることがあります。
- (エ) 談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど厳正に対応します。
- (オ) 提出書類に関するお問合せは下記まで。

8. 連絡先・本件担当

一級建築士事務所 袴田喜夫建築設計室有限会社 担当：加藤  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷2 - 1 - 10 赤坂ビル202  
電話03-5771-3085